

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	江川地区 (江川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日、令和6年9月15日、令和6年9月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今年6月頃、地区内の農地所有者78名に対しアンケートを実施し、56名の方から回答いただいた。アンケートの結果などから、地域農業の現状・課題として以下のようなものが挙げられる。

- ・地区内の農地所有者は70代以上の割合が約4割、60代の割合が約3割と全体の7割が60代以上と高齢化が進んでいる。
- ・地区内の農家は4名であり、水稻、露地野菜、花き(植木・花)などが栽培されている。
- ・地区内で比較的大きな規模で耕作している方は、地域内の認定農業者1名、地区外からの入り作農家(認定農業者)1名の2名である。
- ・4名の農家のうち、当面農業を続けていく意向を示しているのは2名、離農の意向を示しているのは1名、未回答1名である。また、回答者56名のうち、後継者がいないと答えた方は48名であり、今後更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。
- ・宅地化が進んでおり、宅地と農地が混在している。これにより農地が分散し、農業の大規模化・効率化を行うことが難しい状況であるが、一部、農振農用地も存在し、担い手に農地を集積できれば大規模化・効率化の可能な農地も存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も宅地化は進んでいくものと思われるが、農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
- ・水稻から収益性の高い作物へ転換するため、田を畑地化するなどの整備も検討していく。
- ・新規就農者や企業参入への農地貸付けに、「可能」又は「条件によっては可能」と回答した方が3割程度おり、地域外も含め、多様な人材を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要と答えた方はごくわずかだが、高収益作物へ転換するために田を畑地化するといった、小規模な整備は検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地を担う法人・サービス事業体を求める声が多くあり、県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

④高収益作物に転換するために畑地化を推進する。
 ⑦耕作放棄地を解消してくれる担い手の確保に努めるとともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや、事業体の情報収集に取り組む。
 ⑩地域計画から除外したい農地の取扱いについて、協議の場で協議を行った結果、原則として地権者と耕作者の間で話し合い、お互いが合意すれば当該農地を地域計画から除外することができることとし、農振農用地の地域計画からの除外については今後協議していくこととなった。なお、事後報告の回覧をする等周知を図ることとする。細かい運用方法については、市農政局、農業委員会と調整の上決定し、周知する。
 ⑩農地の追加及び除外をする等の際、当事者が連絡をする窓口を今後計画策定までに決める必要がある。また、事後報告をする場合の回覧方法も検討する必要がある。